

傍聴にあたっての留意事項

傍聴者は、下記の事項を遵守してください。これらを遵守していただけない場合は、退場していただくことがあります。

- 1 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 2 会議における言論に対し賛否を表明したり、又は拍手したりすることはできません。
- 3 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てる行為を行わないでください。
- 4 はち巻、ゼッケン、たすき、腕章等は着用しないでください。
- 5 飲食、喫煙行為を行わないでください。
- 6 途中での入退室はやむを得ない場合のみとします。
- 7 そのほか、会議の妨害となるような行為を行わないでください。
- 8 意見を表明するなど会議の妨害になるような行為は行わないでください。
- 9 携帯電話等、音の出る機器については、電源を切るか、マナーモードに設定してください。**

また、下記の方は、傍聴席に入ることができませんのでご注意ください。

- 1 危険な物、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている方。
- 2 酒気を帯びる等、他人に迷惑を及ぼすと認められる方。
- 3 写真機、録音機の類を携帯している方（ただし、事前に事務局の許可を得た場合は、この限りではありません）。